

育児短時間勤務医師(通称:ママドクター)の募集概要等について

1 趣 旨

深刻な医師不足が続く中、育児のために一時的に離職した在家庭女性医師を「ママドクター」として募集・採用することにより、県立病院における在家庭女性医師の再就業の機会を創出するとともに、多様な形態の医師確保を図ろうとするもの。

2 育児短時間勤務医師(ママドクター)の募集概要

(1) 採用区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

職種	採用予定人員	勤務先	職務内容
医師	若干名	<p>県立中央病院又は盛岡市近郊の県立病院若しくは地域診療センター（診療科や通勤事情等を考慮して決定する。）</p> <p>ただし、育児短時間勤務の期間が満了した時点で、上記以外の県立病院等に異動する場合がある。</p>	岩手県立病院等において、診療業務に従事する。

(2) 募集期間及び採用日

随時

(3) 募集する診療科

内科・総合診療科（他の診療科についても御相談に応じる。）

(4) 応募資格

以下のすべての要件を満たす者が応募できる。ただし、都道府県等（自治医科大学を含む。）から、地域の医療機関での勤務を義務付ける奨学金の貸与を受け、奨学金の返還又は義務年限を終えていない者は除く。

ア 採用される年度の4月1日現在の年齢が65歳未満の者

イ 医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許を取得後、初期臨床研修を修了し（卒後3年目以上）、臨床経験を有する者

ただし、地方自治体等（学校法人自治医科大学を含む。）が医師確保を目的として、一定期間、当該地方自治体等に所在する特定の病院等に勤務した場合に返還を免除することを条件に貸与する奨学金を借り受け、当該奨学金の返還免除時期が到来していない者を除く。

ウ 医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）に規定する「育児短時間勤務制度」が適用（採用日の時点で出生から56日経過後より小学校3学年までの子を養育していること。）される者

エ 次の各号のいずれにも該当しない者

（ア）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（ウ）岩手県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（エ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件及び支援制度等

(1) 身分

正規医師（育児短時間勤務制度が適用）

ただし、地方公務員法（昭和 23 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める臨時又は非常勤の医師たる嘱託員（以下「臨時医務嘱託」という。）として一定期間勤務し、その後に正規医師として採用する場合がある。

なお、臨時医務嘱託として勤務している間についても院内保育所等を利用することができる。

また、育児短時間勤務取得期間（最長で小学校 3 学年までの子の養育が終了するまで）が満了した後は、本来の勤務時間（常勤医師）に戻ることもなるが、常勤医師として勤務を続けることが困難な場合には、一旦退職し、臨時医務嘱託として勤務することも可能。

(2) 勤務時間（育児短時間勤務制度）

次の①から⑤までの 5 種類のうちから勤務形態及び勤務時間を選択することが可能。

- ① 週 19 時間 35 分（3 時間 55 分×5 日）
- ② 週 24 時間 35 分（4 時間 55 分×5 日）
- ③ 週 23 時間 15 分（7 時間 45 分×3 日）
- ④ 週 19 時間 25 分（7 時間 45 分×2 日＋3 時間 55 分×1 日）
- ⑤ 上記の①～④のほか、月～金曜日のうち、1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分から 24 時間 35 分の範囲内となるように設定して勤務する形態